○白子町地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和4年12月27日告示第195号

白子町地域公共交通活性化協議会設置要綱 (目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)に基づく地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の策定及び実施に関する協議並びに道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「道路運送法」という。)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「道路運送法施行規則」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利用の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため白子町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

- 第2条 協議会の事務所は、千葉県長生郡白子町関5074番地の2白子町役場内に置く。 (所掌事務)
- 第3条 協議会は次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 活性化法第5条に規定する計画の作成及び変更に関すること。
  - (2) 前号の計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
  - (3) 道路運送法及び道路運送法施行規則に基づく協議会における協議に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、町内の公共交通の事業の実施に当たり必要なこと。 (協議会の構成員)
- **第4条** 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。
  - (1) 白子町長又はその指名する者
  - (2) 公共交通事業者
  - (3) 道路管理者又はその指名する者
  - (4) 茂原警察署長又はその指名する者
  - (5) 住民及び地域公共交通の利用者の代表者
  - (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
  - (7) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
  - (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
- 2 協議会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 監査委員 2人
- 3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。 (委員の任期)

- 第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- 3 欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)
- 第6条 会長は、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 (副会長及び監査委員)
- **第7条** 副会長及び監査委員は、第4条に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、その属する団体の代理者を出席させることができるものとし、代理者の出席 をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めると き、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得 ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。
- 6 第4項の規定は、前項の書面による議決について準用する。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 9 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の取扱い)
- 第9条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を 尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (分科会)
- **第10条** 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、 必要に応じ分科会を置くことができる。
- 2 分科会は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 公共交通事業者
  - (2) 地域公共交通の利用者

- (3) 関係行政職員
- (4) その他会長が必要と認める者

(事務局)

- 第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、白子町企画財政課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (経費)
- 第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。 (監査)
- 第13条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。
- 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (財務に関する事項)
- 第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償)

- **第15条** 協議会に出席した委員等に対しては、予算の範囲内で報償を支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、公務で協議会に出席した者又はそれに準ずる者に対しては、 報償金を支払わない。

(協議会が解散した場合の措置)

**第16条** 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。